

和洗フューチャーズ株式会社

(2006年度版)

【はじめに】

本書は、平成18年3月期（平成17年4月～平成18年3月）における当社の会社概況、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

【主な記載項目について】

1. 会社の概況

「会社の沿革」	当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
「会社の目的」	定款に記載された当社の目的を記載しています。
「事業の内容」	当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
「財務の概要」	平成18年3月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
「主要株主名」	所有株式数の多い株主の氏名、所有株式数等を記載しています。
「役員の状況」	当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。
「従業員の状況」	当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業の状況

「営業方針」	当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
「当社及び当業界を取巻く環境」	内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
「営業の経過及び成果」	当社の平成17年度における業績について記載しています。
「対処すべき課題」	当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
「受託業務管理規則」	当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

3. 経理の状況

「財務比率」

（a）純資産額規制比率

$$\text{純資産額（＊）} / \text{リスク額（＊）} \times 100$$

（＊ 「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項において準用する同法第99条第7項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）第38条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額（「市場リスク」という。）と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引先リスク」という。）とがあり、同法第211条第1項に基づく施行規則第99条の規定により算出したものです。）

「純資産額規制比率」とは、純資産額の商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

（b）自己資本資本金比率

$$\text{自己資本} / \text{資本金} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本比率

$$\text{自己資本} / \text{総資本} \times 100$$

総資本に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 修正自己資本比率

$$\text{自己資本} / \text{総資産額} (*) \times 100$$

(* 「総資産額」とは、委託者に係る株式会社日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。)

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。

(e) 負債比率

$$\text{負債合計額} / \text{純資産額} (*) \times 100$$

(* 「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。)

(f) 流動比率

$$\text{流動資産額} / \text{流動負債額} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比させたもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

1. 会社の概況

① 会社名等

商品取引員名 和洗フューチャーズ株式会社
 代表者名 代表取締役 西尾 秀成
 所在地 大阪市中央区淡路町三丁目6番3号
 電話番号 (06) 6229-5111 (代)

② 会社の沿革

年 月	概 要
大正 2年 4月	北海道統制主要食糧指定集荷業者、北海道農産組合及び米麦雑穀肥料取扱い業者として、中山米穀を設立。
昭和 25年 4月	中山繁商店に商号変更する。
昭和 27年 9月	大阪穀物取引所が開設され、同取引所に会員加入する。
昭和 28年 11月	大阪穀物取引所の仲買人加入する。
昭和 46年 1月	法改正により、大阪穀物取引所の仲買人から商品取引員の許可を受ける。
昭和 50年 8月	資本金を3,000万円とし、商号を「中山穀物株式会社」に変更する。
昭和 51年 6月	資本金を4,500万円に増資。
平成 5年 1月	資本金を9,990万円に増資。
平成 7年 6月	資本金を1億5,000万円に増資。
平成 8年 2月	資本金を2億円に増資。
平成 8年 4月	本店を大阪市中央区久太郎町に移転する。
平成 8年 4月	商号を「和洗フューチャーズ株式会社」に変更する。
平成 8年 7月	大阪繊維取引所綿糸市場及び毛糸市場に会員加入する。
平成 8年 10月	通商産業大臣より、大阪繊維取引所綿糸市場の取引員の許可を受ける。
平成 9年 5月	資本金を2億5,000万円に増資。大阪繊維取引所のアルミニウム市場に会員加入する。
平成 9年 6月	関門商品取引所農産物市場に会員加入する。
平成 9年 10月	大阪支店を大阪市中央区に開設。農林水産大臣より関門商品取引所農産物市場の取引員の許可を受ける。
平成 10年 5月	福岡支店を福岡市博多区に開設。
平成 10年 6月	資本金を3億5,000万円に増資。
平成 10年 8月	関西商品取引所農産物・飼料指数市場に会員加入する。
平成 11年 1月	東京穀物商品取引所農産物市場に会員加入する。
平成 11年 2月	大阪商品取引所ゴム市場に会員加入する。
平成 11年 3月	通商産業大臣より大阪商品取引所ゴム市場の取引員の許可を受ける。
平成 11年 4月	大阪商品取引所綿糸市場の受託業務を廃止。
平成 11年 5月	東京支店を東京都中央区に開設。
平成 11年 6月	農林水産大臣より東京穀物商品取引所農産物市場の取引員の許可を受ける。
平成 11年 7月	資本金を5億円に増資。
平成 11年 12月	主務大臣より第一種商品取引受託業の許可を受ける。
平成 12年 5月	本店を大阪市中央区淡路町に移転。大阪支店を大阪市中央区久太郎町に移転。
平成 12年 6月	通商産業大臣より中部商品取引所石油市場及び東京工業品取引所石油市場の取引員の許可を受ける。
平成 13年 6月	大阪支店を廃止。
平成 13年 6月	農林水産大臣より関西商品取引所農産物・飼料指数市場の取引員の許可を受ける。
平成 14年 6月	農林水産大臣より関西商品取引所水産物市場の取引員の許可を受ける。
平成 15年 3月	経済産業大臣より東京工業品取引所貴金属市場の取引員の許可を受ける。
平成 17年 3月	主務大臣より商品取引受託業の許可を受ける。
平成 17年 8月	大阪商品取引所ゴム市場および福岡商品取引所農産物市場の受託業務を廃止。
平成 17年 8月	中部商品取引所より受託会員として鉄スクラップ市場の市場追加承認を受ける。

③ 会社の目的

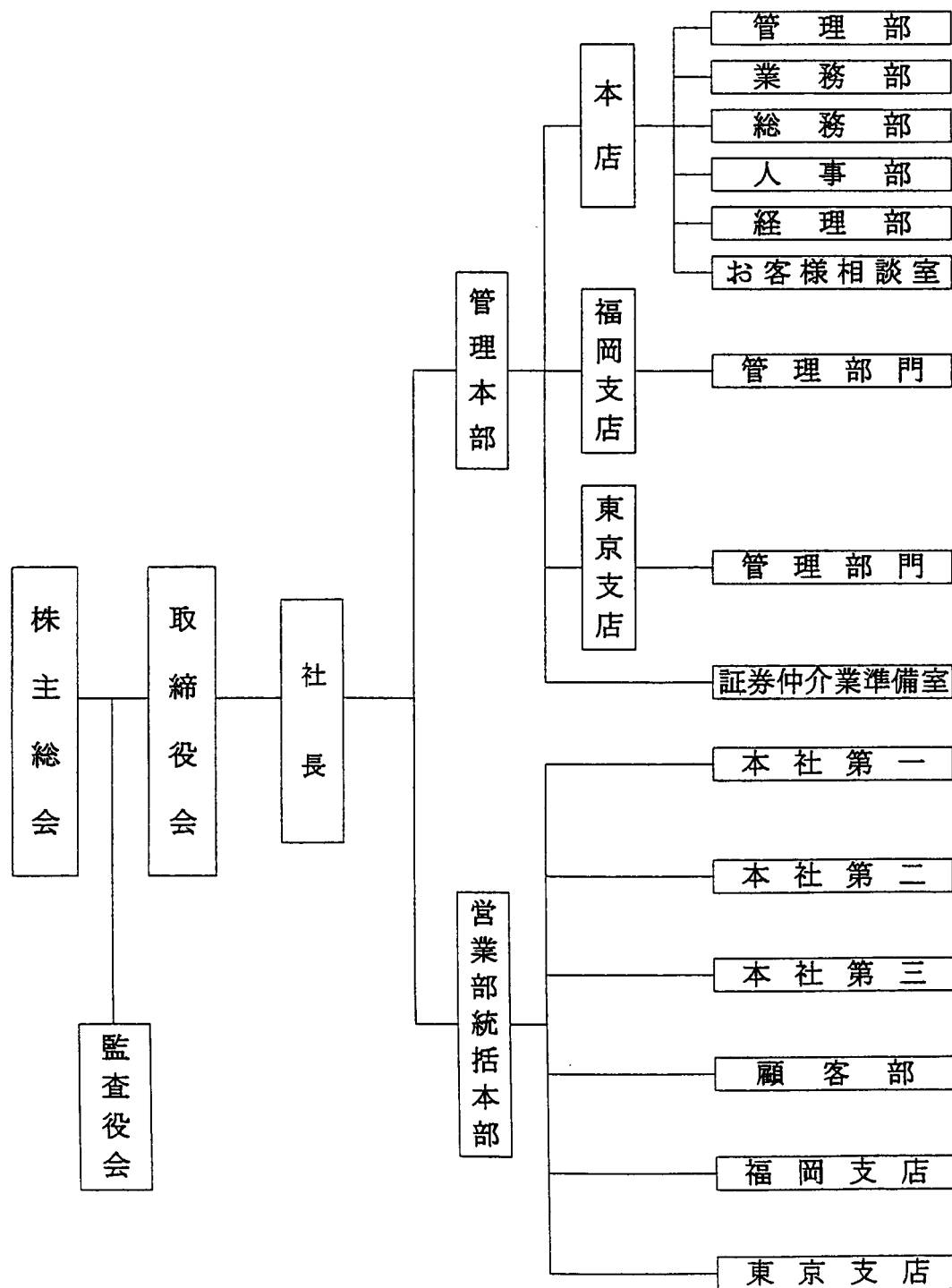
- (a) 商品取引所法に基づく、商品取引所に上場されている各商品の現物取引、並びに先物取引による売買、受託、取次ぎ、代理業務
- (b) 商品取引所法の適用を受ける商品の売買及び売買の媒介、取次ぎ若しくは代理及び輸出入
- (c) 商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく商品投資販売業
- (d) 有価証券の売買
- (e) 外国為替及び外国貿易法における外国為替取引等に係わる通貨及び金融商品の売買並びに売買取引の受託、仲介並びに代理、取次ぎ業務
- (f) 証券取引法に基づく証券仲介業
- (g) 前各号付帯事業

(注) 上記のうち___線部分の事業は、現在行っておりません。

④ 事業の内容

(1) 経営組織(平成18年7月1日現在)

当社の経営組織は、次のとおりです。



(2) 業務の内容

(a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第190条第1項に基づき、下記の商品市場における取引の受託業務を行うことのできる商品取引員として、農林水産大臣及び経済産業大臣より「商品取引受託業」の許可を受けております。

(許可番号：農林水産省「農林水産省指令16総合第1870号」、経済産業省「平成17・03・16商第1号」)

加入取引所名	市場	上場商品名
関西商品取引所	農産物	小豆・IOM一般大豆・NON-GMO大豆
	農産物・飼料指数	国際穀物等指数・コーヒー指数
	水産物	冷凍えび
東京穀物商品取引所	農産物	小豆・一般大豆・NON-GMO大豆・とうもろこし アラビカコーヒー生豆・ロブスタコーヒー生豆 大豆ミール・大豆ワジョン・とうもろこしワジョン 生糸・野菜
東京工業品取引所	石油	ガソリン・灯油・原油・軽油
	貴金属	金・銀・白金・パラジウム
中部商品取引所	石油・鉄スクラップ	ガソリン・灯油・軽油・鉄スクラップ

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は、上記イに掲げた商品市場において行っております。(東京工業品取引所軽油市場は平成17年9月21日付けで休止となっております。)

⑤ 営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本店	大阪府大阪市中央区淡路町三丁目6番3号	06-6229-5111
福岡支店	福岡県福岡市博多区奈良屋町2番1号	092-263-5111
東京支店	東京都中央区新川一丁目22番11号	03-3523-5501

⑥ 財務の概要(平成18年3月決算期)

項目	金額
(a) 資本金	500,000千円
(b) 純資産額*1	2,556,082千円
(c) 総資産額	4,515,825千円
(d) 営業収益 (うち、受取委託手数料)	1,315,478千円 (1,144,784千円)
(e) 経常利益	△470,996千円
(f) 当期純利益	△631,452千円

*1 純資産額は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しております。

⑦ 発行済株式総数

発行済株式の総数 500,000株 (平成18年3月31日現在)

(注) 当社の株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

⑧ 主要株主名

氏名又は名称	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
大洗ホールディングス株式会社	500	100
計	500	100

⑨ 役員の状況

役名及び 職名	氏名 生年月日	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	西尾秀成 昭和28年3月15日	0
取締役 管理本部長	古谷廣巳 昭和27年5月5日	0
取締役 (非常勤)	石川清助 昭和20年7月8日	0
監査役 (常勤)	中野浩 昭和18年9月16日	0
監査役 (非常勤)	前田昭夫 昭和2年10月11日	0
監査役 (非常勤)	朝日山勝 昭和23年10月14日	0
計	6名	0

(注) 監査役前田昭夫及び朝日山勝は、商法特例法第18条第1項に定める社外監査役であります。

⑩ 従業員の状況

	総計	男女別		営業・非営業	
		男	女	営業	非営業
従業員数	94人	77人	17人	61人	33人
平均年齢	32.7才	34.0才	28.2才	32.0才	34.1才
平均勤続年数	4.1年	4.6年	5.4年	4.5年	5.4年
外務員数	75人	73人	2人	59人	16人

2. 営業の状況

① 営業方針

『信用情報産業』として位置づけられる商品取引受託業に携わる一商品取引員として、「市場の利便性」及び「信頼性の向上」というキーワードの下に、適合性原則に立った適正・健全な受託業務の遂行を責務と致しております。

当社は「信用を重んじお客様と共に」の経営理念の下にお客様との信頼関係を更に強固なものとし、お客様の利便性の向上を図り、お客様のニーズに的確にお応えしてまいります。そのための社員教育といたしまして、社会人としての基礎教育、外務員としての専門教育、営業活動における実践教育を行っております。又、管理職者に対しては階層に応じた階層別研修を行い、相場動向及び金融知識の取得、財務分析等広範な知識の取得に努め、資産運用のプロ、ファイナンシャルプランナー資格取得等、トータルアドバイザーとしてのサービスが行える有能な人材を育成するよう努めております。

受託業務につきましては、お客様の大切な資産をお預りするという責任を第一に考え、確実に保全していくことに万全を期しています。又、営業社員にはお客様との商談の機会を数多くとることによってお客様に更なる信頼を深めていただけるよう指導しております。新たに取引をされるお客様には3ヶ月間の習熟期間を設け管理部より取引前後の面談及び電話による理解度チェックを行いお客様からの苦情、問い合わせに対して迅速に対応できるよう相談窓口を設けております。お客様ご自身には、自己責任において取引をしていただけるよう、営業社員から徹底したご説明・意識付けを行っております。さらに社内体制の活性化、効率化による経営効率の向上、そして取扱商品の拡充に努めるなど、積極的に販売促進を行うと同時に情報提供力の強化を行い、手数料自由化を迎えた今、企業間競争に耐え得る企業体質を実現し、総合金融サービス業としての質の高い事業を推進して行く所存であります。

② 当社及び当業界を取巻く環境

当期における日本経済は個人消費の拡大および企業の業績回復による民間の設備投資や円安基調に伴う輸出の好調などを背景にデフレ脱却がますます鮮明となりました。また世界情勢につきましては政情不安・原油高、中国とインド中心の高度成長経済など不透明なリスクを抱える環境が続いています。

このような経済状況の下、商品先物取引業界におきましては昨年年初からの委託手数料の完全自由化に続き、昨年5月には新取引証拠金制度などを盛り込んだ改正商品取引所法が施行され、全国の商品取引所が市場横断的に清算できるシステムである株式会社日本商品清算機構の創設、委託者資産の分離保管の厳格化やセーフティネットとして日本商品委託者保護基金が設置されるなど、次々と「先物新時代に向けた大改革」が行われました。また、市場の信頼性および利便性の向上等が図られたことで異業種からの参入も相次ぎました。反面、改正商品取引所法の施行が当業界に与えた影響としまして、勧誘行為規制の強化と純資産額規制比率の導入によってビジネスモデルが大きな変化を余儀なくされることとなり、さらには商品取引員の経営破綻や整理統合が11社にもおよびました。のみならず地方取引所においても再編・淘汰の波が押し寄せ、また最後の大型商品として待望されていた「コメ上場」が不認可となるなどの激動の一年となりました。

③ 営業の経過及び成果

こうした状況下、当社は個人金融資産の貯蓄から投資への活用等の社会情勢を踏まえて新たなビジネスモデルを構築し、経営の多角化や営業形態の多様化について市場参加者の視点に立った新たな展開を図るうえでの課題を整理し、基本に立ち返った経営を推し進めて参りました。

(1) 受取手数料部門

本年度の委託売買高は、1,244,817枚と（前期比53%減）となりました。委託手数料におきましては、1,144百万円（前期比49%減）となりました。

(2) 売買損益部門

ディーリング技術を駆使した収益向上に取り組みましたが、農産物市場及び石油市場を中心に170百万円（前期比75%減）となりました。

以上の結果、当期は営業収益が1,315百万円（前期比55%減）、経常損失470百万円（前期比158%減）、当期純損失631百万円（前期比242%減）となりました。

事業年度における受取手数料及び売買損益は、次の通りであります。

(a) 受取手数料 (単位：千円)

期 別 商品市場名	第31期 (自 平成17年4月 1日) (至 平成18年3月31日)
商品先物取引	
農産物市場	237,512
農産物・飼料指数市場	0
ゴム市場	188
石油市場	841,002
貴金属市場	64,218
鉄スクラップ市場	295
小 計	1,143,215
オプション取引	—
外国為替証拠金取引	1,569
合 計	1,144,784

(注) 1. 消費税は含まれておりません。

2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b) 売買損益 (単位：千円)

期 別 商品市場名	第31期 (自 平成17年4月 1日) (至 平成18年3月31日)
商品先物取引	
農産物市場	22,983
農産物・飼料指数市場	0
ゴム市場	203
石油市場	142,605
貴金属市場	2,530
鉄スクラップ市場	2,371
小 計	170,694
外国為替証拠金取引	—
合 計	170,694

(注) 1. 商品先物取引の売買損益は、オプション取引に係る金額を含めて計算しております。

2. 消費税は含まれておりません。

3. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(c) 売買高

(単位：枚)

商品市場名	期別 内訳	第 31 期 (自 平成17年4月 1日) (至 平成18年3月31日)		
		委 託	自 己	合 計
農産物市場		117,112	61,695	178,807
農産物・飼料指数市場		0	0	0
ゴム市場		100	100	200
石油市場		1,117,401	336,207	1,453,608
水産物市場		0	0	0
貴金属市場		10,006	4,306	14,312
鉄スクラップ市場		198	176	374
合 計		1,244,817	402,484	1,647,301

(注) 売買高にはオプション取引に係る売買高を含めております。また受渡しによる決済数量は含まれておりません。

④ 対処すべき課題

本年度、当業界においては改正商品取引所法が施行となり、既に激しい競争と淘汰が始まっていますが、こうした状況下においてこそ何よりも重要なことは商品取引員、商品先物市場に対する信頼の向上であると考えます。当社は「商品ファンドの販売」「有価証券の売買の取次ぎ」を行う等、サービスの充実を図り、お客様の満足を元にして収益の多様化を図って参ります。当社は「地に足を着け、足元を見据え、身の丈に合ったこと」を「当然のことを当然のごとく」実行し、社員一人ひとりのレベル向上によって、顧客本位の営業姿勢が徹底できるようあらゆる努力を惜しまず、信頼獲得に努めてまいります。

⑤ 受託業務管理規則

(目的)

第 1 条 和洗フューチャーズ株式会社(以下、当社という。)は受託業務に係る健全性と自己責任の原則に基づき、委託者の保護育成を図り、受託業務の適正な運営及びその管理を行うため、必要な事項を定める。

(規則の制定及び改正)

第 2 条 本規則の制定及び改正は、取締役会の決議を経て実施するものとする。

(管理担当班の設置及び目的)

第 3 条 当社は、受託業務に係る審査業務等の目的により、営業部から独立した部門である本店の管理部を主体として管理担当班を設置する。又、責任の所在の明確化及び次条に定める管理担当班の職務の総括管理を行うため、本店に管理部専任の管理担当班総括責任者を置くものとする。

2 管理担当班総括責任者及び管理担当班の責任者、担当者は次の者とする。

- (1) 管理担当班総括責任者は、取締役管理本部長とする。
- (2) 管理担当班の責任者は、本店の管理部次長以上とし、総括責任者が不在の場合その職務を代行する。但し、第5条第4項第1号及び第3号並びに第13条第5号に係る総括責任者の審査について代行した場合は、速やかに当該責任者の審査を受け、承認を得るものとする。
- (3) 管理担当者は管理部内で編成する。

(管理担当班の職務)

第 4 条 管理担当班の職務は次のとおりとする。

- (1) 新規委託者における「事前交付書面受領書」「商品先物取引危険性の告知書」「口座設定申込書」「顧客カード」「お取引にあたっての確認事項」の精査、必要に応じての調査による顧客の選別並びに受託の適否の決定
- (2) 顧客管理のための「顧客カード」の整備（顧客の最新状況の常時把握）
- (3) 投資可能資金額を超えない範囲での取引の監視と指導（委託者の資金力、取引経験からみて不相応と判断される取引の抑制）
- (4) 商品先物取引の経験のない新たな委託者に対する保護育成措置
- (5) 登録外務員等の委託者に対する連絡サービス状況の掌握及び営業部門に対する指導
- (6) 委託者の取引状況、投資可能資金額、資産の状況についての常時把握
- (7) 取引内容に、異常な兆候（意味のない特定売買等）が認められた場合の迅速適切な処理
- (8) 外務員に対する関係法令諸規則等の遵守に係る指導及び遵守状況の監視並びに不適正な事実を発見した場合の迅速適切な措置
- (9) 残高照合回答書の申立て事項に対する迅速適切な措置
- (10) 委託者からの苦情・紛争に対する適切な対応（管理担当班総括責任者は、苦情、紛争が発生した場合、営業部に対して調査を行なうことができる）
- (11) 過去に恣意的に紛争等を多発した委託者の参入予防措置
- (12) 商品先物取引に必要な知識の啓蒙並びに委託者の理解度を向上させるために必要な措置
- (13) その他委託者の保護育成に必要と認められる事項
- (14) 取締役会においての、管理業務に関する常時報告（管理担当班総括責任者）

(商品先物取引不適格者の参入防止)

第 5 条 当社は、次の各号の一に該当する者を商品先物取引不適格者と定め、これらの者に対しては委託の勧誘及び受託を行わないこととする。

- (1) 満 28 才未満の若年者（未成年者を含む。）
 - (2) 満 75 才以上の高齢者
 - (3) 成年被後見人、被補助人、被保佐人及び精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
 - (4) 恩給・年金・退職金・保険金等の収入が過半を占め、これにより主として生計をたてている者
 - (5) 母子家庭該当者及び生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
 - (6) 長期療養者及びこれに準ずる者
 - (7) 破産者で復権を得ない者
 - (8) 商品先物取引を行なうために借入れを要する者
- 2 当社は、次の各号に該当する者を商品先物取引を行うに原則として不適当と認められる対象者と定め、これらの者に対しては原則として勧誘及び受託を行わないものとする。ただし、第 4 項に掲げる例外の要件を満たす場合はこの限りではない。
- (1) 年収 500 万円未満の者
 - (2) 70 才以上 74 才以下の高齢者
 - (3) 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引をしようとする者
 - (4) 銀行、農業・漁業等の協同組合、信用金庫、信用組合、郵便局などの金融機関に勤務する者、国・地方公共団体その他公益機関及び民間企業等の公金出納者
- 3 商品先物取引不適格者の参入を防止するため、口座設定申込書、顧客カードその他の顧客情報により適合性の審査を行うものとし、当該審査を終えるまでは顧客から約諾書の差入れ、取引証拠金等の預託、取引の指示を受けないものとする。また、審査の結果、適合性を有しない

と認められたときは直ちにその勧誘を中止するものとする。

4 第2項各号に該当する者に対しては以下に掲げる条件を満たし、第5項の申出書の差入れを受けている場合において管理担当班責任者が営業部ヒヤリング、必要に応じて委託者に直接電話若しくは訪問にて行う調査に基づいた審査において適格と判断した場合には、審査過程と判断根拠を具体的に記載した「原則不适当委託者審査記録」を管理担当班総括責任者に提出し、最終的に総括責任者が承認したときは、これらの者に対する勧誘及び受託を行うことができることとする。

(1) 年収500万円未満の者に関して

① 商品先物取引の仕組み及び内容を十分に理解し、且つ顧客の意思に於いて取引を行う旨の表明があり、投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定され、その裏付けとなる資産を有していることを証明するものがあること。

(2) 70才以上74才以下の高齢者に関して (①から③)

① 直近の過去3年以内に延べ90日以上の商品先物取引又は金融商品及び有価証券等の先物取引、株式の信用取引、外国為替証拠金取引等レバレッジ性のある取引の投資経験があることを証明できるものがあること。

② 投資可能資金が老後の生活資金でない旨を明記した自書の申出書の提出があること。

③ 説明を受けた商品先物取引の仕組み、リスク等を十分理解していること及び「高齢者用理解度確認アンケート」により理解の確認をすること。

(3) 投資可能資金額を超える取引をしようとする者に関して (①及び②)

① 当初申告した投資可能資金額を超える資金についての裏付けとなる資産を有し、それを証明するものがあること。

② 新たに設定された投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されていること。

(4) 公金出納者に関して

① 本人から取引を行いたい旨及び投資可能資金が自己資金であることの証明 (通帳コピー等) 若しくはそのことを明記した自書申出書の提出があること。

5 前項の例外を認めるときは、委託者の自書による、委託者自らが適合性原則に照らして原則として不适当と認められる対象者であることを理解しているとともに、例外の要件を自らが満たすことについて確認している旨の申告書がなければならない。

6 第1項及び第2項の各号に該当しない者であっても、管理担当班責任者がその者の資金力、理解度からみて商品先物取引を行うに相応しくないと判断した者に対しては委託の勧誘及び受託を行わないこととする。

7 管理担当班は取引開始2年ごとに委託者に対し電話若しくは訪問にて再調査を行い、常に委託者の最新情報の把握に努め、委託者が取引期間中に新たに不適合者に該当することとなった場合は、その後の勧誘及び受託は行わないものとし、管理担当班責任者が速やかなる決済を委託者に対して依頼することとする。

8 第3項及び第4項の審査記録は、審査日、審査者及び適否の判断根拠を含めた内容とし、これを取引終了後3年間保存することとする。

(不正資金の流入防止)

第6条 当社は、以下に規定する者からの受託にあたっては、不正資金の流入を防止するため、次項以下の措置を講ずるものとする。

(1) 銀行、農業・漁業の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関に勤務する者

(2) 国・地方公共団体、その他公益機関の金銭・有価証券等の取扱い者

(3) 民間企業等における金銭・有価証券等の取扱い者

2 当該委託者については口座設定申込書に本人が記載した投資可能資金額を超える建玉を受

託しない。

- 3 委託者から不正資金による取引資金の預託があることが判明したときには、その後の入金是不正資金の有無に拘らず受託しないものとし、当該委託者に対し速やかに決済するよう要請するとともに、取引が決済されたときは速やかに精算するものとする。

(顧客の属性の把握)

第 7 条 当社は、不適格者の参入や不相当と認められる勧誘及び受託とならないよう、顧客に適合性の原則の趣旨を説明した上で「口座設定申込書」にて次に掲げる事項の情報の収集を行う。

- (1) 氏名、性別、生年月日、住所、住居及び家族構成
- (2) 職業、勤務先名、役職、勤務先住所、年収及び勤続年数
- (3) 預貯金、有価証券、不動産等の資産状況
- (4) 商品先物取引及びその他の投資経験の有無とその程度
- (5) 投資可能資金額
- (6) その他必要と認める事項

- 2 投資可能資金額とは、顧客が商品先物取引の担保として預託する取引証拠金等をいい、損失を被っても生活に支障のない範囲で差入れ可能な資金総額のこと、取引中に損失が生じた場合には減額するものであり、顧客にその意味を理解できるよう、分かりやすく説明したうえで顧客自身の記入(申告)を受けることとする。

(顧客カードの整備)

第 8 条 担当外務員は、適合性の原則の趣旨を説明した上で差入れを受けた「口座設定申込書」にて得た情報(第7条)から所要事項を「顧客カード」に記載し、受託前に管理担当班の審査を受けるものとする。

- 2 顧客の適合性については、外務員による一連の勧誘過程における確認に加え、最終的に管理担当班において確認することとし、勧誘過程において顧客が適合性を有しないことが判明した場合には直ちに勧誘を中止するものとする。
- 3 顧客カードは取引開始2年ごとに委託者に対し管理部が行う再調査の度に、書き込み或いはNo. 2、No. 3を作成し、常に委託者の最新情報の把握に努めることとする。
- 4 顧客カードの写しは、全てこれを第3条第2項に定める管理担当班総括責任者のもとに備え付けることとする。

(勧誘行為及び取引意思の確認)

第 9 条 当社は、商品先物取引の勧誘にあたって、顧客に迷惑を覚えさせることとならないよう、次に掲げる事項を定めることとする。

- (1) 特に顧客の希望である場合以外、午後8時以降午前8時以前の勧誘を行わない。
 - (2) 顧客が迷惑であると表明した場所での勧誘を行わない。
 - (3) 顧客の意思に反した長時間に亘る勧誘を行わない。
 - (4) 顧客に対し威迫し、困惑させ、又は不安の念を生じさせるような勧誘を行わない。
 - (5) 住居の戸口に例えば「勧誘お断り」の表示を掲げている等商品先物取引の委託又は勧誘を望んでいない意思を表明していると考えられる場合には、顧客による事前の指示又は承諾が無い限り当該顧客に対して勧誘を行わない。
- 2 勧誘に先立って顧客に、会社の商号、登録外務員の氏名、商品先物取引についての勧誘であることを告知し、顧客に勧誘を受ける意思の確認を行い、勧誘拒否者に対しては勧誘を行わない。訪問に先立って電話でアポイントをとる場合においても同様の告知を行うこととする。
 - 3 勧誘における詳細を顧客カードの裏面に記載し、取引終了後3年間保存することとする。
 - 4 当社は、勧誘拒否者への再勧誘を防止するため、営業部員には各々毎日「電話勧誘拒否者報告」を管理部に提出させ、勧誘拒否者のリストを管理部が作成、本店においては社内掲示、支店に対してはファックス、メール等にて当該情報を周知徹底することとする。

(勧誘の際の説明義務)

第 10 条 商品先物取引の委託の勧誘にあたっては、事前に「受託契約準則」・「商品先物取引—委託のガイド—」等の関係書面を交付し、これらを用いて以下の手順により説明を行い、顧客のより十分な理解を得るものとする。

(1) 商品先物取引は、現物の取引と異なり、商品先物取引の担保として預託しなければならない商品取引所法で定める取引証拠金等の10～30倍程度の額の取引を行うものであり、相場の変動幅が小さくとも取引額全体では大きな額の変動(つまり、大きな利益又は損失)が生ずるハイリスク・ハイリターン取引であること及び商品先物取引は、預託した取引証拠金等が相場の変動によって短期間に減損するおそれがあり、預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が発生するおそれがあることを説明し、「商品先物取引危険性の告知書」に署名を受け、商品先物取引は顧客の自己責任において取引を行うことを含めて理解の確認を行うこととする。

(2) 「商品先物取引危険性の告知書」に署名を受けた場合のみ、以下の項目の説明を行うものとし、これらを説明した後、これらの事項について顧客が理解をしていることを「口座設定申込書」にて確認するものとする。顧客の理解が十分でない場合、再度説明することとする。なお、電話での説明を行う場合、通話中にそれぞれの事項についての顧客の理解を口頭で確認するとともに、顧客に「口座設定申込書」の送付を求め、それにより後日改めて確認するものとする。

- ① 取引証拠金の種類、意味及びその性質
- ② 特定の銘柄による売買単位及び損益計算
- ③ 当社の手数料額とその徴収方法
- ④ 商品取引員の禁止行為
- ⑤ 相場逆行時の対処方法
- ⑥ 値幅制限及び各商品取引所の市場管理措置
- ⑦ 自己の判断及び自己の資金内で取引を行うこと
- ⑧ その他主務省令で定める事項

2 管理担当班責任者は「事前交付書面受領書」「商品先物取引危険性の告知書」「口座設定申込書」「顧客カード」の提出を営業部より受け、第5条第3項に規定する適合性の審査と商品先物取引理解度の審査を行い、適格と判断した場合には「新規委託者審査記録」と共に管理担当班総括責任者に提出し、最終審査を申請するものとする。

3 前項の申請を受けた総括責任者は、当該顧客に係る関係資料及び提出された審査結果を基に総合的に審査するものとし、適合性を有すると認めた顧客に対してのみ、「約諾書」の取り交わし、取引証拠金の預託受け入れ及び受注の許可を営業部に伝えることとする。なお、「新規委託者審査記録」及び総括責任者の審査記録は取引終了後3年間保管することとする。

4 当社は、「商品市場における取引に関する専門知識及び経験を有する者」に該当しない顧客が「説明は不要」との意思表示をした場合でも説明を行わずに契約の締結は行わないこととする。

5 当社は、例えば「必ず」「絶対」などというような表現以外でも、利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供して委託を勧誘することを行わないこととする。

(取引本証拠金の額等に係る措置)

第 11 条 取引本証拠金の額等は、全ての上場商品につき、取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。

2 取引本証拠金の額等に係る社内責任者として業務部責任者を定め、その内容について社内徹底させるとともに委託者に周知し、その記録を3年間保存する。

(受託業務における禁止行為)

第 12 条 商品先物取引の委託の勧誘及び受託にあたっては、商品取引所法、同法施行規則、受託業務

管理規則、日商協「受託に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。

(未経験者の保護育成措置)

第 13 条 当社は、商品先物取引に参入するに相応しい健全な委託者層の拡大を図るため直近の3年以上に延べ90日以上の商品先物取引の経験を有しない委託者(以下「未経験者」という。)に対して次に掲げる保護育成措置を講ずるものとする。

- (1) 委託者に対し、第10条に定める説明をより分かりやすく行うことにより、商品先物取引についての十分な理解と知識を求めること。
- (2) 原則として、当初「口座設定申込書」に記入された投資可能資金額を超える取引に係る勧誘及び受託はしないものとする。
- (3) 未経験者からの受託にあたっては、委託者保護の徹底とその育成を図るため、当該委託者の資質、資力等を考慮の上、相応の取引範囲においてこれを行うものとし、当該委託者については3ヶ月間の習熟期間を設け、習熟期間中は委託者が口座設定申込書に記入した投資可能資金額の3分の1を超える取引を行わないこととする。
- (4) 商品先物取引に対する理解度を常に把握するため、下記の項目についてアンケート調査(第1回目・・・初回売買報告書、第2回目・・・取引開始日翌月の残高照合通知書と同封)を行い、未だ理解が十分でないと思われる委託者については再度電話若しくは訪問により説明の上、受託数量の抑制等適切な措置を講ずることとする。

(第1回目)

- ① 売買注文は顧客の意思と判断により行なわれることの理解
- ② 取引証拠金の種類についての理解
- ③ 損益計算方法についての理解
- ④ 追証拠金等を期限までに預託しない時、建玉が処分される場合があることの理解
- ⑤ 値幅制限(ストップ幅)についての理解
- ⑥ 「売買報告書及び計算書」の確認についての理解

(第2回目)

- ① 担当営業社員からの市況連絡について
 - ② 値動きや情報(相場材料)の入手方法について
 - ③ 売買注文の判断について
 - ④ 追証拠金の発生経験の有無及び対処方法について
 - ⑤ 「残高照合通知書」の確認について
- (5) 未経験者の委託者から、投資可能資金額の3分の1を超える取引を希望する旨の申出があった場合において、以下の全ての事項を満たしており、かつ、管理担当班総括責任者が審査の上承認したときは、これを超える取引の委託を受けることができるものとする。なお、この審査の結果については、審査日、審査過程、最終審査者及び制限解除の可否の判断根拠を含めた記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。
- ① 当該委託者が、自書により、当社では商品先物取引の経験がない者を保護するために受託数量を制限する措置を設けており、その制限を超える為には商品先物取引に習熟していることが必要であることを理解していること
 - ② 当該委託者自らが①の条件を満たすことについて確認している旨の書面による申告があること
 - ③ 当該委託者が商品先物取引に習熟していることを客観的に確認できるものがあること

(広告宣伝に係る措置)

第 14 条 広告宣伝による表示及び方法を適正化することから各営業部及び人事部担当者による起案作成の上、部署責任者の審査・承認を得るものとする。

(違反者に対する懲戒)

第 15 条 第 1 2 条に掲げる受託業務における禁止行為を行った者に対しては、賞罰規程で定めるところによりこれを懲罰する。

(日本商品先物取引協会への届出)

第 16 条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。
これを変更したときも同様とする。

附 則 (平成 17 年 8 月 1 日)

(1) 本規則は、平成 17 年 8 月 1 日より実施する。

附 則 (平成 18 年 4 月 1 日)

(1) 本規則は、第 3 条 2 項 1 号の一部を変更し、平成 18 年 4 月 1 日より実施する。

附 則 (平成 18 年 7 月 4 日)

(1) 本規則は、第 4 条 4 号、第 6 条 1 項 1 号、第 13 条 4 号の一部を変更し、平成 18 年 7 月 4 日より実施する。

⑥ 外務員の登録状況

期首登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末登録外務員数
85名	35名	45名	75名

⑦ 委託者に関する事項

期首委託者数	新規委託者数	期末委託者数
548名	357名	492名

⑧ 苦情・紛争に関する事項

平成 17 年度中の受付件数及び処理結果

苦情申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの	1	1	0	0	0
取引に係るもの	26	26	0	0	0
取引終了時に係るもの	1	1	0	0	0
その他に係るもの	0	0	0	0	0
合計	28	28	0	0	0

(注) 1. 「苦情」とは受託等業務に関し、委託者等が当社に対して異議、不平、不満等を表明したもの、又は日商協にその解決の申出のあったもの。

2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。

3. 「処理結果」の「解決」は当事者間で自主解決したもの、「取下げ」は申出人が誤解等を認めて取り下げたもの、「打切り」は当事者間で自主解決できなかったもの。

紛争申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	不調	
勧誘時に係るもの	0	0	0	0	0
取引に係るもの	0	0	0	0	0
取引終了時に係るもの	0	0	0	0	0
その他に係るもの	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

(注) 1. 「紛争」とは受託等業務に関し、委託者等の異議、不平、不満等に起因する当事者間の主張の対立が具体化、先鋭化し、委託者等が取引所に紛争仲介の申出をし、又は日商協にあっせん若しくは調停の申出をしたもの。

2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。

3. 「処理結果」の「解決」は取引所又は日商協の仲介により解決したもの、「取下げ」は当事者間の話し合いにより申出人が仲介の申出を取り下げたもの、「不調」は仲介で解決できなかったもの。

⑨ 訴訟に関する事項

(1) 平成17年度中の係争

前期末訴訟件数	今期訴訟件数	判決	和解	係争中
8	12	2	8	10

※ 上記、今期訴訟件数は簡易裁判所調停2件が含まれています。

※ 上記、係争中10件の内訳は、裁判9件（すべて会社が被告）、調停1件となります。

(2) 平成17年度中の判決

【判決】

- 平成17年1月26日の大阪地裁判決を不服とし、委託者が大阪高裁へ控訴。同年6月17日、控訴審判決があり終結する。
- 平成17年2月23日の大阪地裁判決を不服とし、当社、委託者とも大阪高裁へ控訴。同年9月1日、控訴審判決があり終結する。

【和解】

- 平成16年12月1日の東京地裁判決を不服とし、委託者が東京高裁へ控訴。その後、同裁判所にて話合った結果、平成17年9月6日、双方請求を棄却することで和解が成立する。
- 平成16年12月15日、委託者が代理人弁護士を通じ大阪地裁へ提訴。その後、同裁判所にて話合った結果、平成17年11月30日、和解が成立する。
- 平成17年10月24日、委託者が当社外務員を相手方とし佐賀簡裁へ調停申立を行なう。その後、同裁判所にて話合った結果、同年12月2日、和解が成立する。

4. 平成16年12月27日、当社より福岡地裁小倉支部へ債務不存在確認を求め提訴。平成17年4月1日、委託者も代理人弁護士を通じて反訴。その後、同裁判所にて話合った結果、平成18年2月13日、和解が成立する。
5. 平成17年4月15日、委託者が代理人弁護士を通じ大阪地裁へ提訴。その後、同裁判所にて話合った結果、平成18年3月22日、和解が成立する。
6. 平成16年12月27日、委託者が代理人弁護士を通じ大阪地裁へ提訴。その後、同裁判所にて話合った結果、平成18年3月24日、和解が成立する。
7. 平成18年2月14日、委託者が代理人弁護士を通じ京都地裁へ提訴したが、当社と代理人弁護士とで話合った結果、同年3月24日、当事者間で和解が成立し、同日、委託者は京都地裁の訴えを取下げる。
8. 平成18年1月25日、委託者が代理人弁護士を通じ大阪地裁へ提訴。その後、話合った結果、同年3月31日、当事者間で和解が成立し、同日、委託者は大阪地裁の訴えを取下げる。

3. 経理の状況

① 貸借対照表

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,608,045,127	流動負債	1,837,886,347
現金預金	979,274,839	未払金	22,929,277
預託金	260,000,000	未払法人税等	1,499,800
委託者未収金	1,405,935	未払費用	16,835,000
保管有価証券	29,092,700	賞与引当金	45,000,000
差入保証金	1,485,345,000	預り証拠金	1,740,118,267
委託先物取引差金	763,834,900	預り金	11,504,003
短期貸付金	509,386		
未収入金	45,205,110	固定負債	108,742,200
未収収益	24,079,860	退職給付引当金	94,484,400
繰延税金資産	18,672,876	役員退職慰労引当金	14,257,800
その他	624,521		
固定資産	907,780,592		
有形固定資産	25,959,096	引当金	32,479,900
建物	17,434,076	商品取引責任準備金	32,479,900
車両	5,594,666		
器具及び備品	2,930,354	負債合計	1,979,108,447
無形固定資産	9,193,666		
電話加入権	6,030,666	資 本 の 部	
ソフトウェア	3,163,000	資本金	500,000,000
投資その他の資産	872,627,830	資本金	500,000,000
投資有価証券	9,705,000	利益剰余金	2,032,873,944
子会社株式	190,000,000	利益準備金	125,000,000
出資金及び加入金	293,900,000	任意積立金	2,400,000,000
長期差入保証金	213,079,929	別途積立金	2,400,000,000
長期前払費用	14,719,659	当期末処理損失	△ 492,126,056
繰延税金資産	13,319,172		
長期委託者未収金	18,183,580		
敷金及び保証金	127,154,070	株式等評価差額金	3,843,328
その他	1,200,000		
貸倒引当金	△ 8,633,580		
		資本合計	2,536,717,272
資産合計	4,515,825,719	負債・資本合計	4,515,825,719

② 損益計算書

損益計算書

平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで

(単位：円)

科 目		金 額
経常損益	営業収益	1,315,478,954
	受取手数料	1,144,784,654
	売買損益	170,694,300
	営業費用	1,805,167,488
	販売費及び一般管理費	1,805,167,488
	営業損失	489,688,534
	営業外収益	19,192,810
	受取利息	897,940
	受取配当金	14,709,440
	雑収入	3,585,430
営業外費用	500,874	
支払利息	500,874	
経常損失	470,996,598	
特別損益	特別利益	199,662
	投資有価証券売却益	199,662
	特別損失	52,309,193
	商品取引責任準備金繰入	10,963,897
出資金及び加入金償還損	41,345,296	
税引前当期純損失	523,106,129	
法人税、住民税及び事業税	1,272,000	
法人税等調整額	107,074,197	
当期純損失	631,452,326	
前期繰越利益	139,326,270	
当期未処理損失	492,126,056	

③ 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

① 時価のあるもの

期末決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

② 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、保管有価証券は商品取引所法施行規則第39条の規定により株式会社日本商品清算機構が定めた充用価格によっており、主な有価証券は次のとおりであります。

利付国庫債券	額面金額の80%～85%
社債(上場銘柄)	額面金額の65%
株券(一部上場銘柄)	時価金額の70%相当額
倉荷証券	時価金額の70%相当額

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

(2) ソフトウェア(自社利用分)

社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

4. 引当金及び特別法上の準備金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき計上し、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の賞与支給見込額のうち当期において負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金の支給に備えるため、自己都合による期末退職金要支給額の全額を計上しております。なお、退職金支給の対象従業員が300名未満であるため簡便法によっております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、当該引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

(5) 商品取引責任準備金

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第221条の規定に基づき、同施行規則に定める額を計上しております。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6. 営業収益の計上基準

(1) 受取手数料

① 商品先物取引

委託者の取引が成立したときに計上しております。なお、商品先物取引業統一経理基準の改正（平成17年5月施行）に伴い、当営業年度より商品先物取引に係る受取手数料の計上時期を決済日から約定日へ変更いたしました。この結果、受取手数料は22,933千円増加し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失は同額減少しております。

② 外国為替証拠金取引

委託者が反対売買により取引を決済したときに計上しております。

(2) 売買損益

反対売買により取引を決済したときに計上しております。

7. 消費税等の会計処理について

税抜き方式を採用しております。

④ 注記事項

(貸借対照表関係)

- | | |
|---------------------------|----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 53,043千円 |
| 2. 子会社に対する短期金銭債務 | 79,995千円 |
| 3. 担保に供している資産は次のとおりであります。 | |

預 金	500,000千円
-----	-----------

取引証拠金として株式会社日本商品清算機構へ預託している資産は次のとおりであります。

現 金	1,485,345千円
投資有価証券	8,505千円
保管有価証券	29,092千円
<hr/>	
合 計	1,522,942千円

商品取引所法第210条の規定に基づいて分離保管されている資産は次のとおりであります。

預 託 金	220,000千円
-------	-----------

なお、分離保管に代えて委託者保護会員制法人日本商品委託者保護基金と、基金代位弁済委託契約(160,000千円)を締結しております。また、その担保として40,000千円を同基金へ預託しております。

- | | |
|---|---------|
| 4. 貸借対照表に記載した固定資産のほか、電子計算機等の事務用機器及び車両運搬具については、一部リース契約により使用しております。 | |
| 5. 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額 | 3,843千円 |

(損益計算書関係)

- | | |
|--------------------------------|----------|
| 1. 支配株主との取引 | |
| 営業取引以外の取引 | 42,857千円 |
| 2. 子会社との取引 | |
| 営業取引 | 34,117千円 |
| 3. 1株当たりの当期純損失は1,262円90銭であります。 | |

⑤ 損失処理計算書

損失処理

(株主総会承認日
平成18年6月21日)

(単位：円)

当期末処理損失	492,126,056
これを次のとおり処理いたしました。	
別途積立金取崩額	500,000,000
次期繰越利益	7,873,944

⑥ 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書については、商法特例法による会計監査人の監査を受けております。

⑦ 財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産額規制比率 [純資産額/リスク額×100]	381%
(b) 自己資本資本金比率 [自己資本/資本金×100]	507%
(c) 自己資本比率 [自己資本/総資本×100]	56%
(d) 修正自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	80%
(e) 負債比率 [負債合計額/純資産額×100]	77%
(f) 流動比率 [流動資産額/流動負債額×100]	196%